



総務省法令適用事前確認手続（回答書）

総 基 二 第 7 号
平成 31 年 1 月 21 日

代理人 中崎 隆 殿

総務大臣 石田 真敏



平成 30 年 12 月 19 日付けで照会のあった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則(平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号)第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会事項については、照会法令の適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

照会のあった実施が想定されるサービスについては、①自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾しており、②当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送している点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 2 条第 2 項第 42 号に規定する業務に該当し、同法第 4 条第 1 項に規定する特定業務に該当するとともに、当該サービスの提供に係る取引を行うことは、同項に規定する特定取引に該当するため。

以上